

鳥取県の障害福祉の基本施策とこれから

平成19年12月1日

鳥取県障害福祉課長 吹野 英明

目次

1	障害福祉の潮流	3
2	支援費制度の施行と地域生活支援	...	4
3	障害者自立支援法の施行	6
4	地域の課題及びこれから	9
	参考資料	15

1 障害福祉の潮流

障害者に対する福祉サービスは、従来、施設を中心として進められてきたが、平成15年度から始まった支援費制度によって、障害があっても地域で自立した生活をしたいというニーズが急速に高まっており、在宅福祉サービスなど障害者の地域生活を支える各種サービスの一層の充実が課題である。

- 鳥取県の障害福祉は、「施設中心の福祉」から「地域生活を支える福祉」に大きく転換しつつある。
- 地域生活を支える気運と社会資源はかなり前進。
- 前進の要因として
 - ・現場に地域生活支援に対するエネルギーが蓄えられていたこと
 - ・本人、保護者、支援者（福祉職員）が一体となって取り組んだこと。
 - ・この活動に対して行政が応援したこと。

2 支援費制度の施行と地域生活支援

(1) 支援費制度の導入

- 支援費制度により、障害者が自己選択・自己決定する仕組みが導入され、在宅福祉サービスの利用が急増。

当事者・保護者などが抱えて潜在化しがちなサービス需要を顕在化させた意義は大きい。

平成15年4月 支援費制度

- ①在宅サービス利用の急増
- ②利用者の裾野の拡大
- ③サービス提供事業者の増加

(2) 支援費制度の課題

支援費制度は15年4月に施行されたが、制度的には様々な課題を抱えていた。

きっかけ

○在宅サービス利用の急増に財源が不足

本質的な課題

①障害者の「働きたい」「地域で暮らしたい」など多様なニーズが実現できたか？

* ケアマネジメントが制度化されていないため、多様なニーズに対応したサービスの提供や社会資源の創造、工夫が不十分

②障害種別により制度がばらばらで、サービス利用に制限がある、負担が不公平 等

3 障害者自立支援法の施行

○支援費制度(H15年度～)の良い面 : 自己決定・自己選択(?)

○支援費制度の不安な面

- ・財政 → 国: 制度にあった財源確保ができなかった
- ・選択 → 多様化したニーズに対応したサービスの提供体制が地域に整っていない

そこで

障害者自立支援法の成立

(1) 障害者自立支援法の主なポイント

① 障害者福祉サービスを3障害一元化

サービスの実施主体を市町村に一元化。精神障害者を新たに対象に加え3障害(身体、知的、精神)の制度格差を解消。都道府県は市町村をバックアップ。

② 利用者本位のサービス体系に再編

33種類に分かれていた施設体系を6つの事業に再編。身近なところでサービスが利用できるよう、規制緩和を進め既存の社会資源を活用。

③ 就労支援の抜本的強化

一般就労への意向を進める就労支援事業を創設。雇用政策との連携。

④ 公平なサービス利用のための支給決定の手続きや基準の透明化、明確化

支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)の導入、審査会の意見聴取など支給決定プロセスの透明化。

⑤ 安定的な財源の確保

国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担)。利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに。

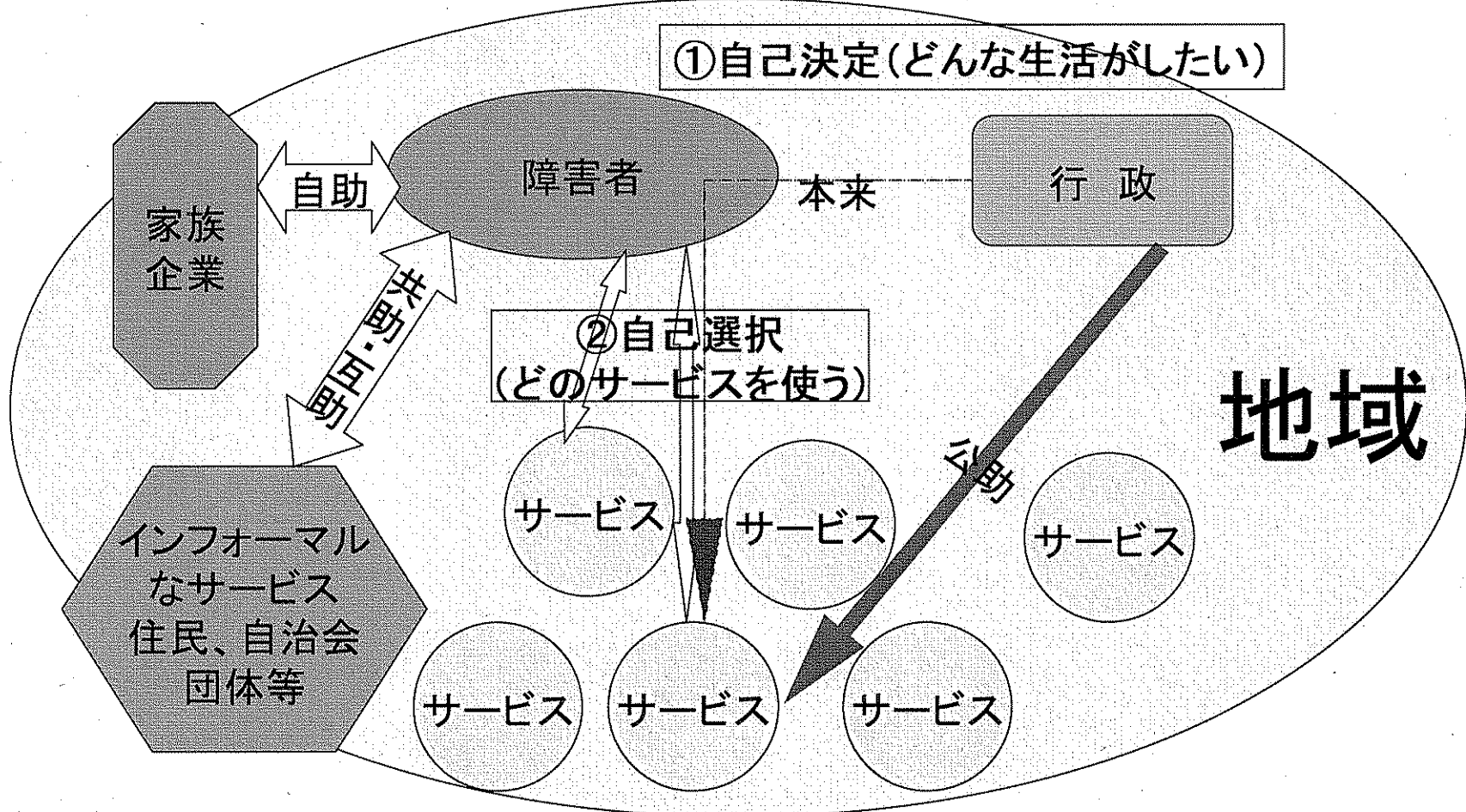
(2) 障害者自立支援法の課題

施行が性急であったために「障害者の自立」支援という法の目的が当事者や家族の方々に十分に浸透しきれていないが、自己決定・自己選択に基づく「地域生活移行」や「就労支援」という同法の目指す方向は当事者のニーズに沿ったものであり、引き続きその理念は堅持すべき。

【国要望事項】

- (1) 利用者負担軽減措置の継続
- (2) 事業所の設備運営基準・報酬単価の見直し
- (3) 児童デイサービス事業所への支援
- (4) ケアホームの夜間支援加算の見直し
- (5) 地域生活支援サービス提供事業所への転換を促進しうる報酬単価の見直し
- (6) 特別対策事業の弾力的運用
- (7) 市町村地域生活支援事業国庫補助金の適正配分
- (8) 障害程度区分認定基準の見直し
- (9) 発達障害児・者の障害者自立支援法への位置付け
- (10) 障害児通園施設利用における多子軽減措置の創設


4 地域の課題及びこれから



- 1 自己決定: 本人の自己決定ができているか
 支援者は自己決定を支援しているか? 成年後見制度の活用は?
- 2 自己選択: 選択できるサービスがあるか
 サービスの量、種類、質は? 自助、互助、共助、公助を含めた地域は?

(1) 障害福祉サービスの量・質の充実

- サービス(支援)内容の公表(生活介護、就労移行、就労支援等)等
 - ・作業内容、工賃(給与)、就労移行者数、送迎、利用料 等
 - ・地域移行者数、地域生活支援の取組み、職員数、利用料 等
- 障害福祉サービス提供事業者に対する各種研修
 - 既存事業所が新事業体系へ移行
 - 小規模作業所等が新事業体系へ移行
 - 企業等が障害者雇用の促進、福祉事業へ参入



障害のある方が個々のニーズにあったサービスを選択
例えば・曜日等で利用サービスを組み合わせ(日割り)
・ニーズにあったサービスへ利用変更



障害のある方のニーズに応じたサービスの実施

(2) 障害福祉で地域づくり

高齢化、少子化が進行する中、障害のある方のニーズをすべて障害福祉サービスで支援することは困難

○限りある財源 ↔ 障害福祉関係の予算は増えている

- しかし
- ・まだまだサービスを利用していない人がいる
 - ・地域移行が進めば費用は拡大
 - ・個別支援は経費が必要

○地域でまちまち 支援の必要な障害のある方の人数

- ↳ 障害福祉サービス等社会資源が異なる
障害者のニーズも異なる
産業、生活施設、生活スタイル等生活環境が違う

地域の創意工夫による障害福祉

①生活を支えるという視点で考える

- 障害福祉サービスだけで生きているわけではないし、福祉サービスを受けるために生きているわけではない
- 就労、教育、移動、住まい、結婚、子育て……
- 一人(一組織)の力では限界がある

②地域にキーパーソンが必要(キーパーソンの条件)

- 当事者と家族のことをよく分かっている(信頼されている)
- 誰に何を聞けばよいか知っている(知らないということを知っている)
- つきあいが良く地域の顔役(?)である

③地域が良くなるということはどういうことか

- キーパーソンを中心に「連携」する
→ ≠連絡調整 → =一緒に取り組む！！
- 個別や地域の課題があっても解決に取り組む
- 地域が自分たちの問題として考える
→ 「彼らの問題」から「私の問題」へ

障害者の地域生活を支えるためには相談支援が要

①個々の障害者の地域生活をサポート

フォーマル、インフォーマルなサービスを駆使

②地域の課題を解決するための仕組み、施策を具現化

- 障害者問題への人々の共感は、障害者の姿がまちの中に当たり前に見えるところから。
- 共感、地域中心、三障害、生涯を通じたケア、適切な費用負担、そして納得。
 - 選択は納得の一要素
- あなたの力で住みよい町への第一歩を。

市町村自立支援協議会の役割が重要 (まちづくり協議会)

- ①現状把握と分析(アセスメント)
 - 地域が、地域生活支援の取組みの現状を自己分析する
- ②計画(プランニング)
 - 地域生活支援の現状に応じた取組みを考える
 - 発展段階に応じて数と内容が異なる
- ③実施・支援
 - 選択した項目について、当事者と事業所、複数の事業所同士、民と官、公的サービスとインフォーマルサービス等が関係を持ちながら実施
- ④評価
 - この事業の実施後、地域生活支援の仕組が、どのような契機でどのように変化したかを評価
 - この成果を他の市町村の取組みに反映し全県的な地域生活支援の底上げを図る

チームで仕事をするということ…

「行政（市町村、県）、当事者、当事者団体、支援団体、相談支援機関、居宅支援事業者、医療機関、教育機関、サービス事業者、地域住民が密なネットワークをつくり、「まちづくり」として個別の障害者の自立支援や地域の社会資源の状況、サービスのあり方などについて、協働して、課題を発見し、対応を協議し、解決策を見つけることができる仕組み、関係者の信頼関係や協力関係がある状態」

- ◆自分らしい人生を求める当事者の力
- ◆当事者の希望実現を支援する家族の力
- ◆当事者、家族と共に前進する支援者の力
- ◆当事者、家族、支援者と共に歩む行政の力

地域の力

環境問題、店舗
果樹・農地、農家
後継者・・・など
生活する上でなくてはなら
ないものは

誰もが住みよいまち（鳥取県）

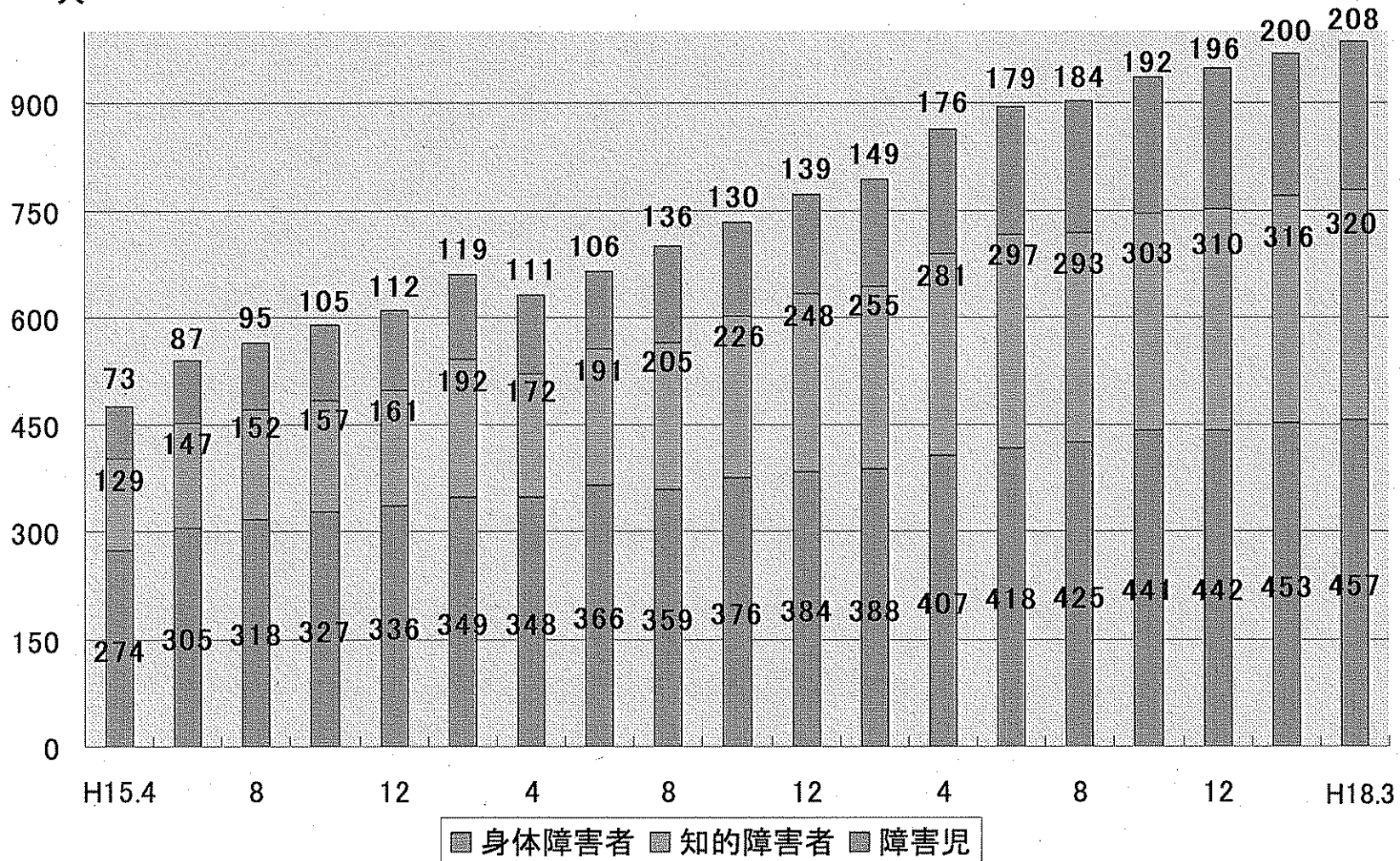
鳥取県の障害福祉施策による応援

参考資料

- 1 鳥取県における支援費制度の施行状況
- 2 支援費関係予算の状況(国)
- 3 鳥取県の将来推計人口
- 4 授産施設を出て就職した割合
- 5 利用者1人あたりの月額平均工賃額
- 6 本県の目的別歳出予算の推移
- 7 施設福祉から地域福祉の大きな流れの中で…
- 8 障害者相談支援事業のイメージ
- 9 平成19年度 障害福祉課の予算
- 10 障害福祉課の予算 主な概要

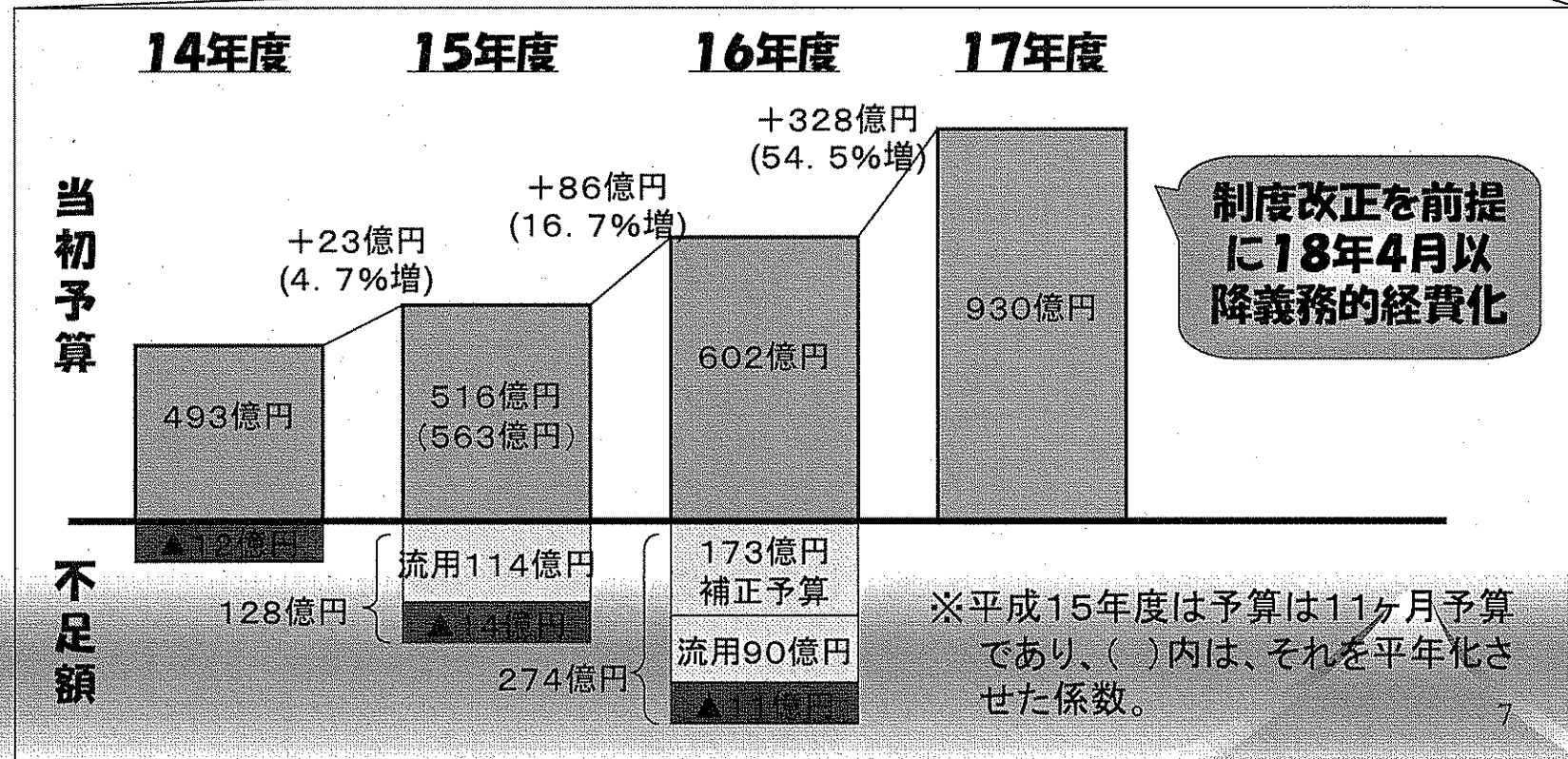
鳥取県における支援費制度の施行状況 ホームヘルプの支給決定者数の推移

人



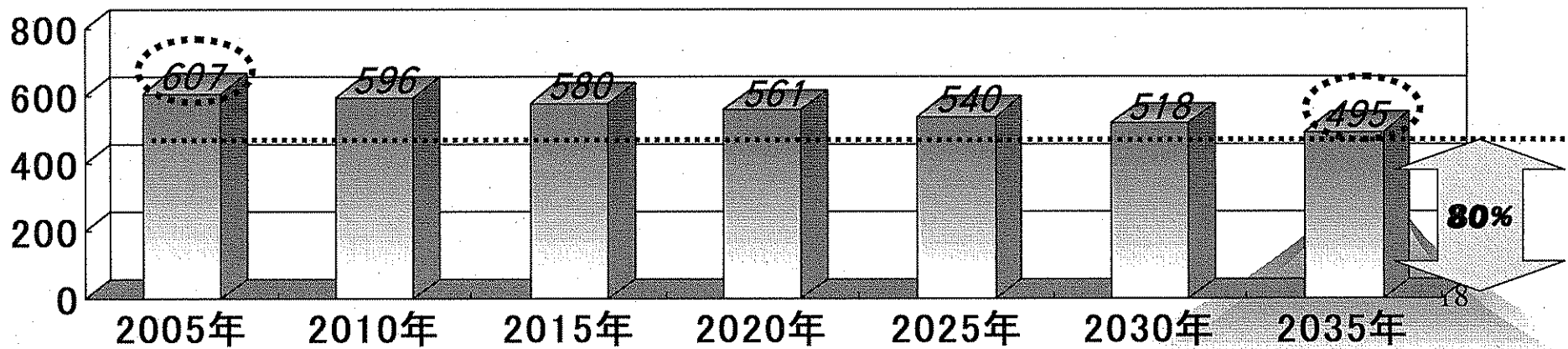
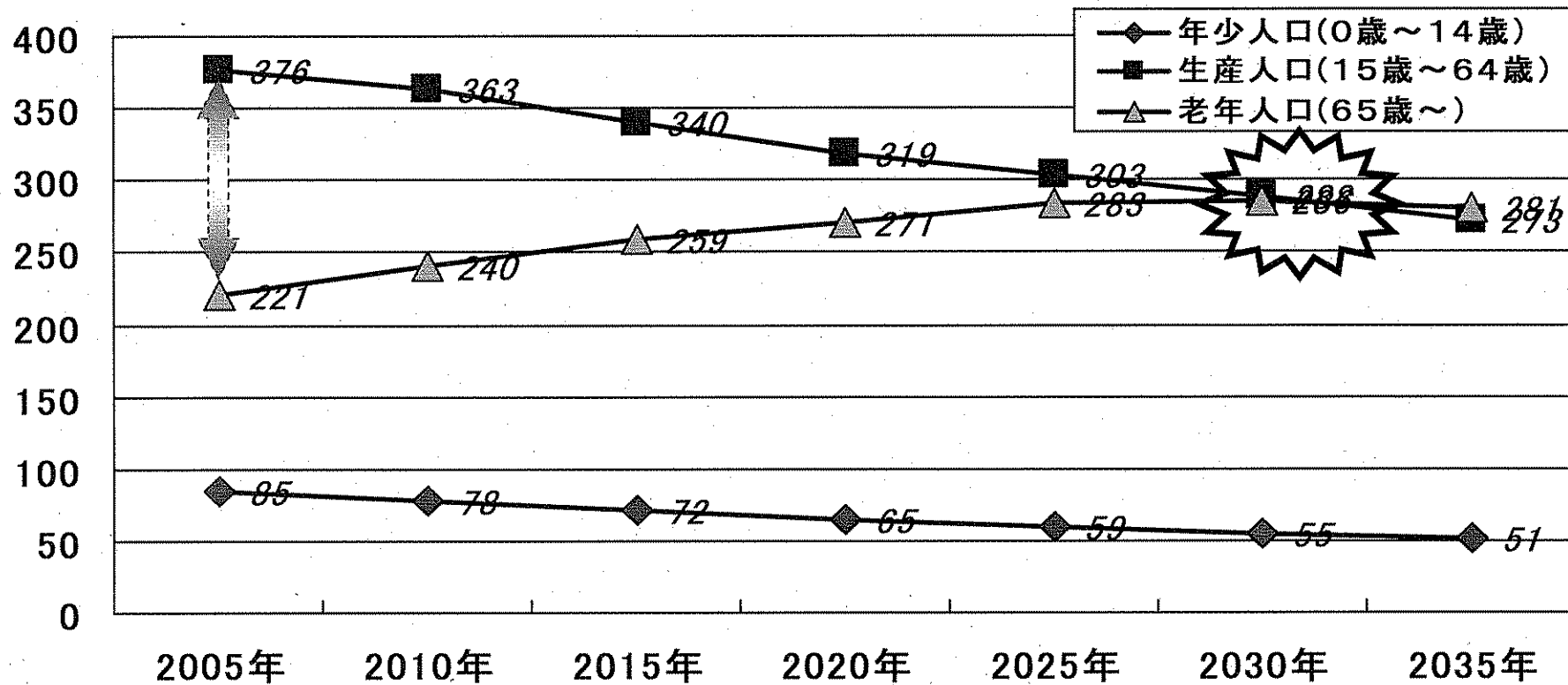
支援費関係予算の状況(国)

平成17年度支援費予算総額 3,832億円(100%)



鳥取県の将来推計人口(平成19年5月推計)

<国立社会保障・人口問題研究所資料より>

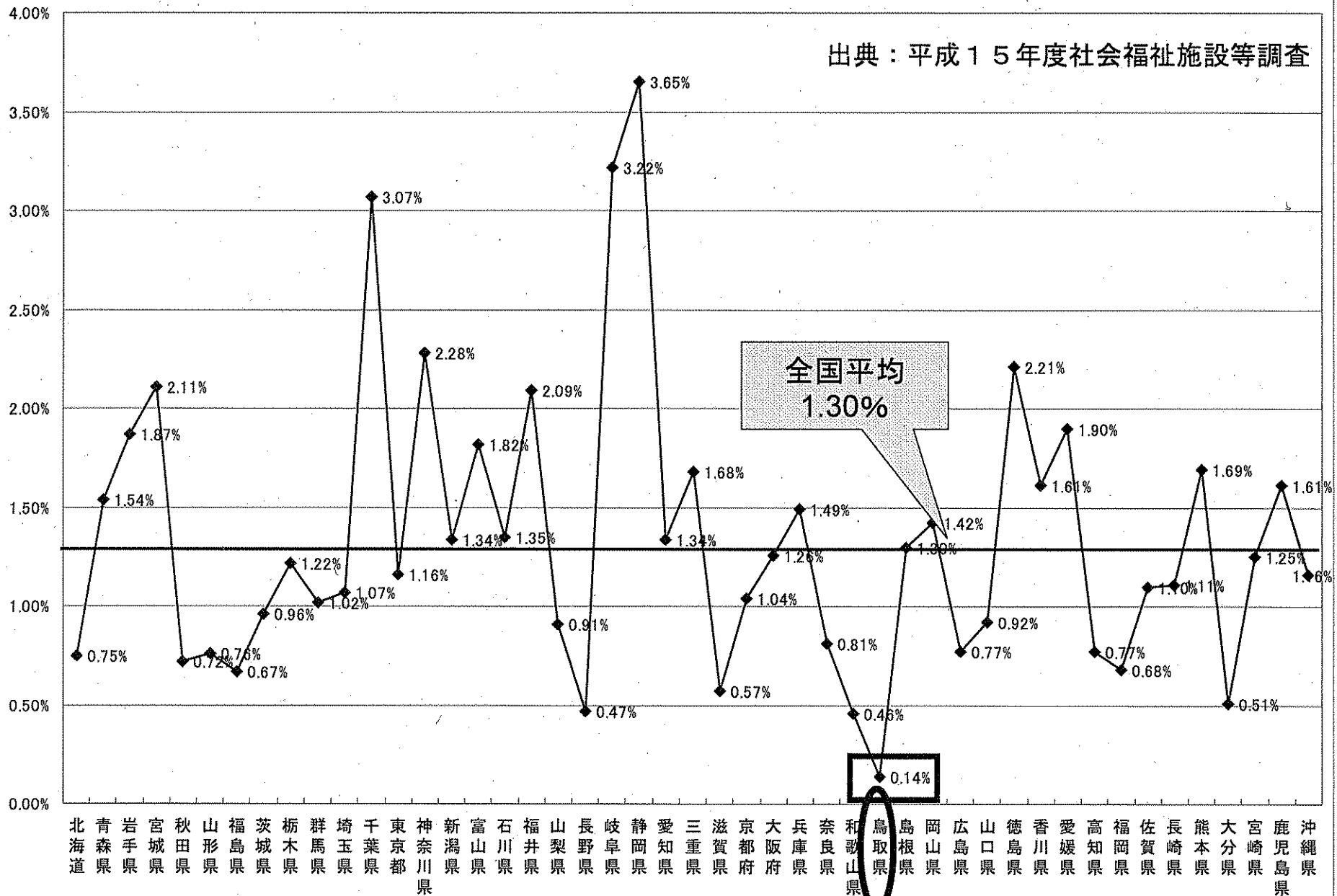


80%

18

授産施設を出て就職した障害者の割合

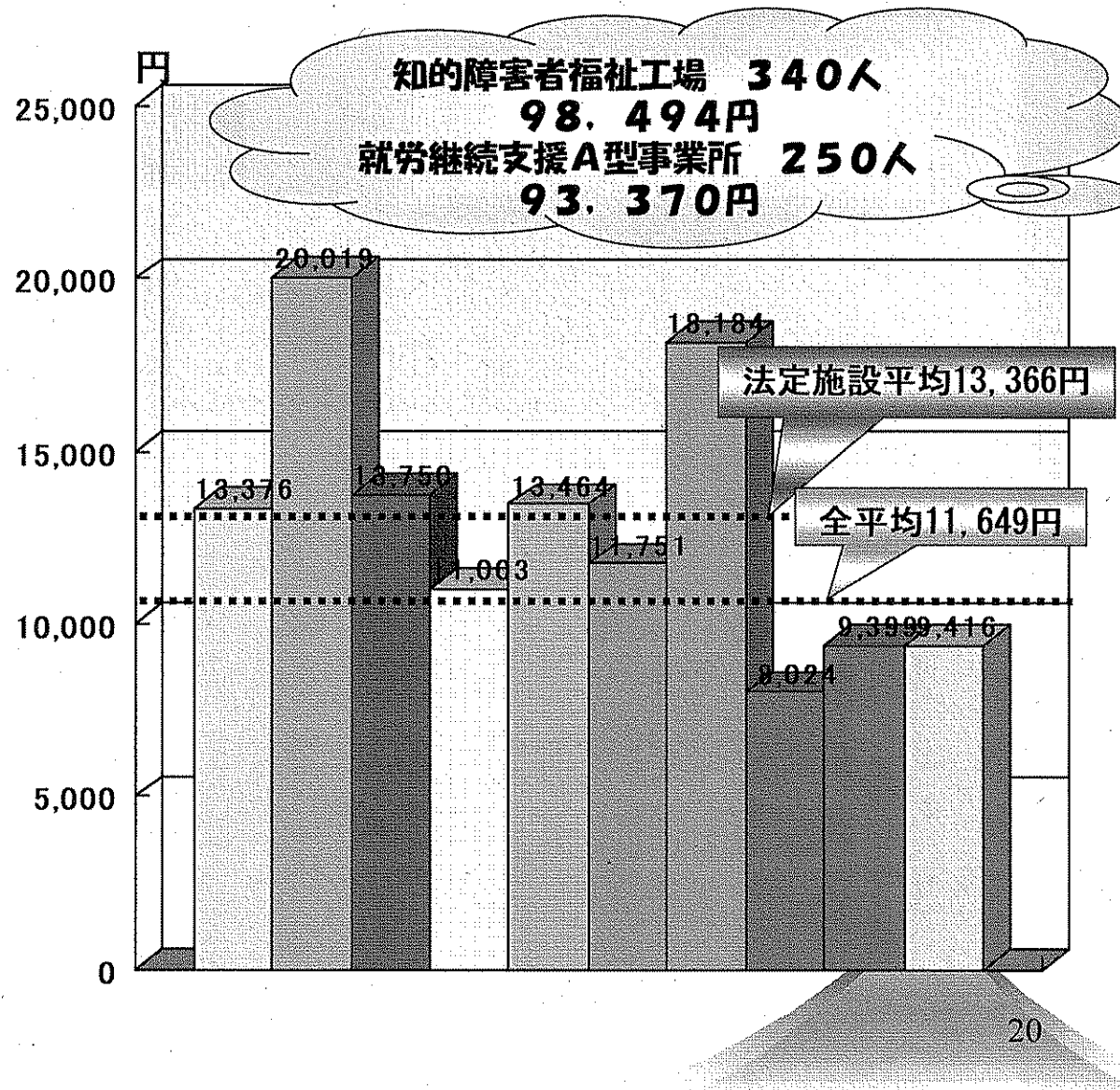
出典：平成15年度社会福祉施設等調査



利用者1人当たりの月額平均工賃(賃金)額

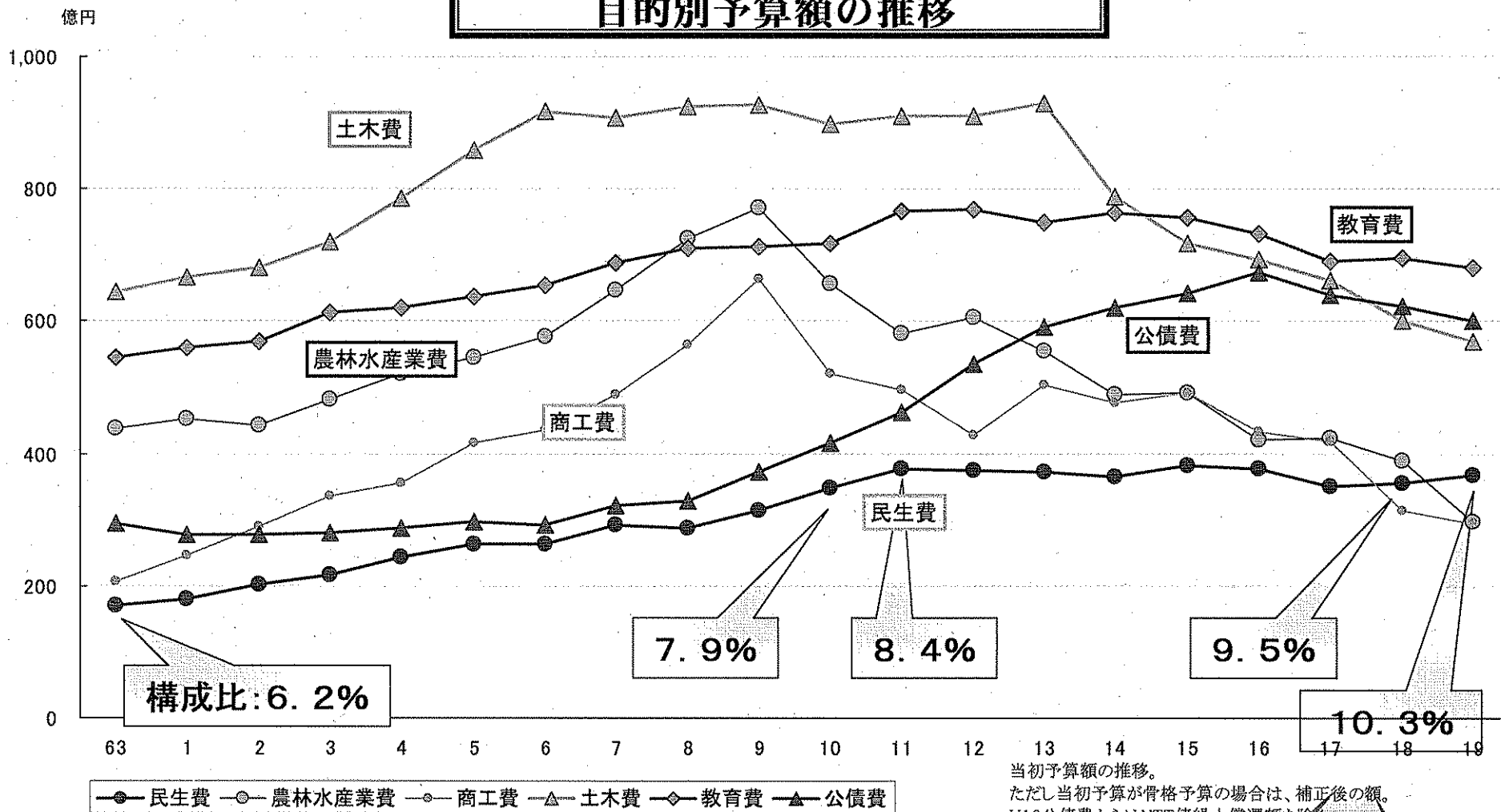
<平成18年度支払実績>

□ 身体障害者授産施設(入所)	13,376円(1,336人)
■ 身体障害者授産施設(通所)	20,019円(1,131人)
■ 身体障害者授産施設(小規模通所)	13,750円(242人)
□ 知的障害者授産施設(入所)	11,003円(1,668人)
■ 知的障害者授産施設(通所)	13,464円(5,440人)
■ 知的障害者授産施設(小規模通所)	11,751円(778人)
■ 精神障害者授産施設(通所)	18,184円(502人)
■ 精神障害者授産施設(小規模通所)	8,024円(795人)
■ 就労継続支援B型事業所	9,399円(286人)
□ 小規模作業所	9,416円(64箇所)



本県の目的別歳出予算の推移

目的別予算額の推移



伸び率 S63→H19: 全体+30.0 民生費+114.6
H10→H19: 全体▲19.0 民生費+ 5.5

施設福祉から地域福祉の大きな流れの中で..

「地域で暮らす場（グループホーム）」

「日中活動の場（通所施設、小規模作業所）」

の確保を重要課題として掲げ、

「施設」から「地域」への移行を推進

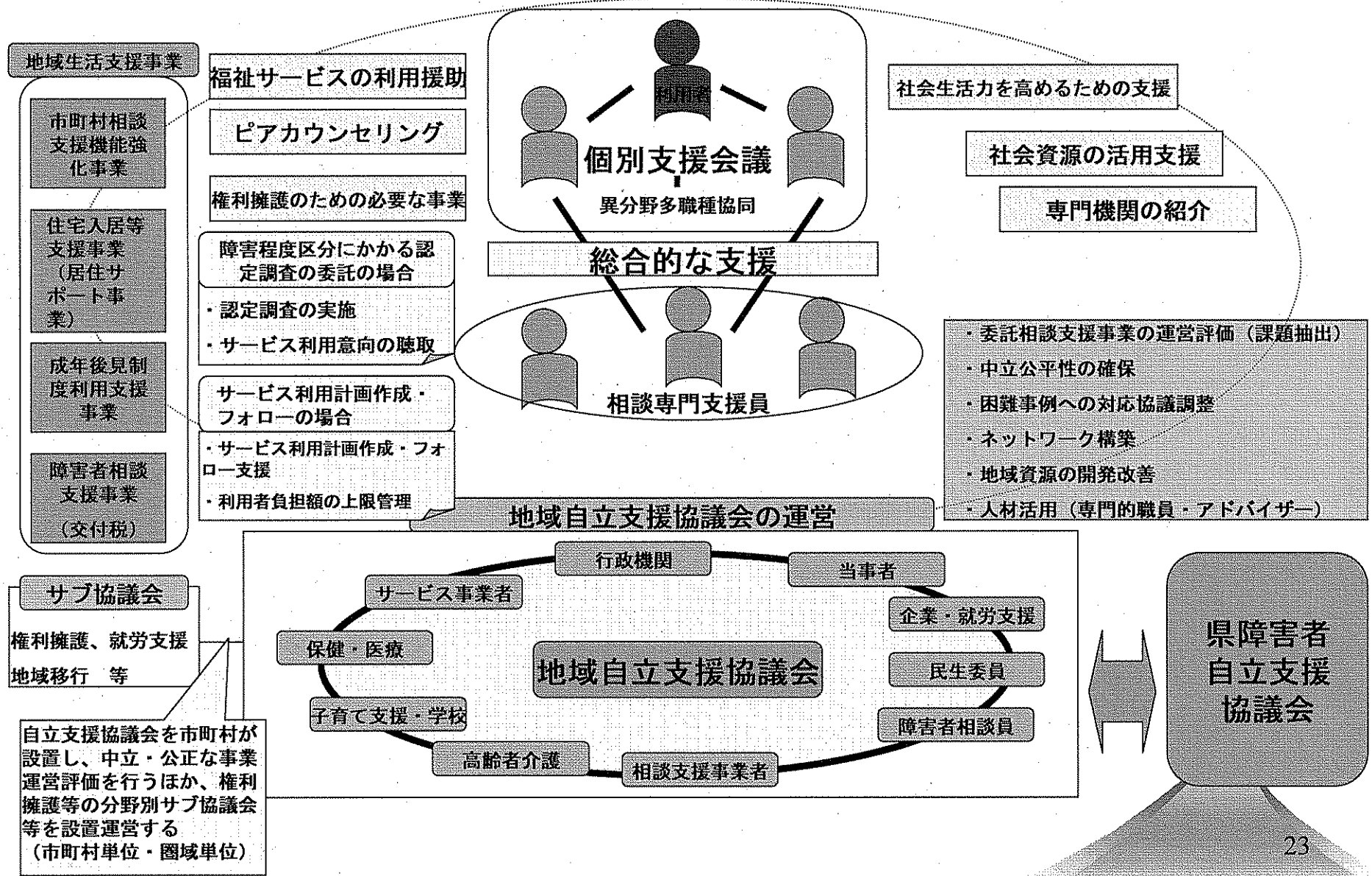


区 分	11年4月 a	18年4月	19年6月 b	増 減 b-a
グループホーム・ケアホーム	7か所	63か所	76か所	+ 69(10.9倍)
法定施設(日中活動等)【定員】	339人	968人	1,279人※	+1,618(3.8倍)
小規模作業所	30か所	67か所	59か所※	+ 29(2.0倍)

※小規模作業所から法定施設（新事業体系）への移行に伴う増減が主な理由

入所施設(更生、授産)【定員】	1,252人	1,267人	1,227人	▲25(う〜ん,,)
-----------------	--------	--------	--------	------------

障害者相談支援事業のイメージ



平成19年度 障害福祉課の予算

※6月補正後

予算ベース

福祉保健部予算(4.0%の伸び)

平成19年度 44,085,902千円

平成18年度 42,393,352千円

障害福祉課予算(12.0%の伸び)

平成19年度 6,964,302千円

平成18年度 6,218,782千円

(参考;県全体)

予算規模: 3,567億円 (前年度3,745億円、▲178億円、▲4.8%)

障害福祉課の予算 主な概要

障害者自立支援法の理念の実現

「利用者本位」「地域移行」「就労支援」

→ 県障害福祉計画の推進

* 特別対策事業を有効に活用し、利用者本位のサービスへ移行促進

868,257千円（基金総額）

* 新規事業の創設、既存事業の見直し

地域生活支援関係

■相談体制整備事業

新規に県地域自立支援協議会の設置し、県障害福祉計画の進行管理と、地域の課題解決のための政策検討

■市町村地域生活支援事業補助金

国庫補助基準額に上乗せして1/4を補助

①新障害者自立支援対策臨時特別対策事業費

①事業者に対する激変緩和措置

事業者の体力をつけて次のステップへ

②新法への移行等のための緊急的な経過措置

移行するまでの経過措置、新法への移行のための支援、制度改正に伴う緊急支援

☆6月補正予算で追加支援(市町村・事業者と協議)

①新障害者自立支援調査研究プロジェクト事業

①新障害児通園施設利用者負担金軽減事業

保育所・幼稚園軽減措置に準じた障害児通園施設利用料の軽減

- 障害児・者地域生活体験事業
 - 身体障害者グループホーム運営支援事業
 - 障害者グループホーム夜間世話人配置事業(見直し)
 - 障害者グループホーム設置促進事業
 - 精神障害者退院促進支援事業
 - 障害者地域生活支援センター設置事業
 - 児童デイサービス機能強化事業
 - 障害児・者在宅生活支援事業
 - 重度障害児・者短期入所相互利用助成事業
 - 在宅遠隔システム整備事業
 - 障害者スポーツ振興事業
 - 新常勤職員1名配置
 - 3障害手帳統合プロジェクト
- 様式の統一、療育手帳のシステム化、身障手帳の更新等

就労支援関係

■障害者就労事業振興センター運営支援事業

○新障害者就労支援推進事業

■小規模作業所運営費補助金(見直し)

新事業体系への移行促進と支援の拡充

○新小規模作業所等工賃3倍計画

○新各種セミナーの開催

福祉施設職員、特別教育支援学校教員への就労支援ノウハウの研修
企業向けに障害者雇用のPRセミナー、障害者・保護者の就労意欲の
喚起

○新実習受け入れ謝金の支給

実習受け入れ企業に謝金を支給

○新在宅障害者就労支援事業

在宅障害者へ直接業務を発注する企業・団体を支援

○新障害者就業・生活支援センターの体制強化

障害者就業支援員1名を各センターに加配等

支援方法の確立関係

■障害者福祉従業者研修事業

(新)障害分野別研修・現任研修等事業内容の充実

①発達障害者支援施行事業

発達障害児・者のニーズに応じた支援手法の確立

■発達障害者支援体制整備事業

■自閉症・発達障害者支援センター費

支援員及び支援補助員を各1名増員

①高次脳機能障害者普及啓発事業